

「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」
社会的養護の現状と課題への意見

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国乳児福祉協議会

1. 「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」での課題認識

- この3年の間、社保審の社会的養護専門委員会での検討報告やタイムスタディ調査等の実施結果は、社会的養護関連の制度改革を質的・量的に抜本的に改善するための取り組みであった。
- これまでの改革は、消費税による財源確保を前提としていたが、今回は、今般の国における社会保障と税の一体的な改革に包含されて、社会的養護関連制度の改革をも実現していく必要がある。
- 子ども・子育て新システムにおける社会的養護の位置付けと財源を明確にされる必要がある。
- 社会的養護改革の今後の過程と、国レベル・都道府県レベルの取り組みの具体的工程を明らかにすべきである。
- 今後とも社会的養護は、国の責任において措置制度の維持と財源確保が前提とされるべきである。

2. 社会的養護の理念と社会全体での理解促進

- 社会的養護の養育理念（子どもの権利条約の遵守、社会全体で子ども本位に育むという基本理念）をあらためて明確化する。
- 子どもは社会の宝として、かわいそうな・恵まれない子どもというように対象化させないよう社会的なメッセージと理解促進をはかる。
- 子育て支援・保育から社会的養護までの社会的な理解をあらためて高めていく。

3. 主な検討課題について

(1) 小規模化、地域分散化、里親推進等家庭的養護の推進の具体化方策について

- 「家庭的養育（保護者の代理としての養育提供の保障と養育者の責任）」の定義づけを明確にする。
- 施設種別それぞれの担ってきたコア機能を踏まえた検討を行う。
- 養育の環境（ひと、衣食住、教育、医療）の客観的な基準（最低基準の改定）を改善する。

- 小規模化＝家庭的養育の実践の方策、専門性の有する職員（おとなのかかわり・愛着形成、子どもと子どものかかわりへの支援）の確保（長期雇用）と資質向上をはかる手立てが必要である。
- 養育実践、自立支援等のためのマネジメント、コーディネート、スーパーバイズや、社会資源・財政確保・活用を担う基幹的職員の充実をはかる。
- 養育の経過、子どもの育ちの保障と子どもの権利擁護（養育環境の密室化＝小規模化＝権利侵害防止）のための第三者の専門家によるチェック体制、養育支援体制、養育実践の改善計画・指導の方策を検討する。
- 子どものニーズ、養育の課題に即した養育支援計画に基づく実践を格上げしていくための養育・心理・医療・教育等の専門的な方策が不可欠である。
- 入所前のアセスメントから退所後までの保護者と子どもの関係性づくり、関係修復、家庭復帰へのリハビリ・保護者と子どもの入所施設利用、家庭復帰後の支援等をはかる家庭支援専門職員は複数配置とする。
- 里親の支援方策が未整備であり、施設の専門性をよりどころとした支援方策を子どもと里親双方に図り、実親との関係支援も視野に入れる必要がある。
- 社会的養護関係職員への支援（こころのケア）体制は急務である。
- 社会的養護の全国ベースのデータ化・調査分析、施設レベルの実態分析と整備計画・財源確保をはかる必要がある。

（２）施設基準等の見直しを含む社会的養護の資質向上の方策について

- 社会的養護の「養育の質」を定義づける。
- 施設等の最低基準は、あまりに社会福祉法人・施設等事業主体の責任にあるために、その格差が顕著であり、国と都道府県の段階での整備と財源の補助が不可欠である。
- 児童福祉法にある国及び都道府県の責務が果たされていない実態を放置せず、国の責任において整備をはかる必要がある。
- 人生の土台となるきわめて大切な乳幼児期の育ちが軽んじられることがないように検討する。
- 小学校高学年・中学・高校生等はユニット環境を当然のこととして整備する。
- 社会的養護（措置）ゆえに第三者評価の義務化、苦情の対応、施設実態の情報開示等、子どもの最善の利益を担保する方策が必要である。
- とくに、言葉で意思表示ができない乳幼児や障害のある子どもへの権利擁護を図っていく。
- 養育の現場職員、心理・障がい・医療・療育等専門職、調理師・栄養士等の協働と現任訓練・研修の強化とともに、施設長の資格取得を義務化する。
- 親権を超える判断を施設長等に付与することの責任と義務、第三者による判断の適正の検証等の方策を検討する。
- 児相の一時保護等の機能のあり方（施設への委託等）を検討する。

- とくに、乳児院への一時保護のあり方 は早急に検討する必要がある。

(3) 社会的養護の児童の自立支援の推進方策について

- 自立支援は措置年齢で終息できない現状であり、抜本的に方策を確立させる必要がある。
- 一時的な施設での支援・生活を確保できる制度化が必要である。
- 短大・大学等への進学についての経済的支援の確立をはかるべきである。
- 就労の訓練、研修を公的な方策で、優先して社会的養護の児童にはかるべきである。
- 乳幼児期の自立支援は家族支援であり、退所後の養育支援・アフターケア・レスパイト等の方策の検討も必要である。

(4) その他社会的養護の将来像及び課題

- 社会的養護は、虐待等保護者の養育の不全等に対応する専門機関であり、少子化にあっても逆に増え続けている実態にある。
- とくに、乳幼児の病虚弱児や障害児、発達のゆるやかな児の入所増加は従来の養育ノウハウでは対応できなくなっている子育て家族の課題でもある。
- 専門的に保護者と子どもの援助・支援を引き続き高めていくことが時代の趨勢、社会的なニーズに添えていくことである。
- しかし、起きてしまったことの結果対応だけでは、保護者も、子どもも不幸なことであり、その回復までには長期の支援（行政の担当課を跨ぐ）が必要である。
- 子育て支援・保育等と社会的養護、学校、医療等の協働関係を構築しないと、虐待等による尊い命が犠牲になることが防げないと、大いに懸念している。
- 社会的養護の施設には、地域への子育て養育・保護者支援機能の付加は不可欠である。